

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	参議院事務局所蔵「憲政資料」の構造解明と ISAD(G)を適用した目録作成の試み ーアーカイブズ化のための基礎的作業として（上）ー
著者 / 所属	川人 顕 / 庶務部文書課（企画調整室兼務）
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	446 号
刊行日	2022-6-1
頁	82-98
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220601.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

参議院事務局所蔵「憲政資料」の構造解明と ISAD(G)を適用した目録作成の試み — アーカイブズ化のための基礎的作業として（上） —

川人 顕

（庶務部文書課（企画調整室兼務））

はじめに

1. 「憲政資料」の成り立ちと現状

- （1）参議院事務局所蔵「憲政資料」について
- （2）「憲政資料」の例
- （3）「憲政資料」としての管理の経緯
- （4）参議院事務局の文書管理と「憲政資料」の位置付け
- （5）小括

2. 「憲政資料」の来歴と喪失

- （1）「憲政資料」の来歴等
- （2）火災による議会関係資料の喪失
- （3）太平洋戦争末期、貴族院から参議院への移行期における文書の扱い
- （4）一部の貴族院の文書資料が発見に至らない理由について
- （5）火災による官庁等の公文書の喪失（明治以降）
- （6）小括（以上、本稿）

3. 貴族院事務局の組織とその文書管理

- （1）貴族院事務局
- （2）貴族院事務局の文書管理
- （3）小括

4. ISAD(G)を適用した「憲政資料」の目録作成の試み

- （1）アーカイブズの歴史と理論
- （2）「国際標準記録史料記述一般原則（ISAD(G)）」
- （3）ISAD(G)を適用した「憲政資料」の目録作成の試み
- （4）小括

おわりに

はじめに

参議院事務局庶務部文書課は、「憲政資料」¹と便宜呼んでいる貴族院時代の文書等、約9千点の資料を保管している。議会史料室において、「憲政資料」の一部を含めた議会資料の公開を行うとともに、筆者も参加して、「憲政資料」の実情把握を行っている。そうした中で、筆者は、現在明らかでない「憲政資料」の資料構造を解明することにより、更に適切な管理・利用を行うことが可能となるとの認識に至った。そこで、本稿では、アーカイブズ²の観点から、「憲政資料」の構造についての基礎的な研究を行うこととする^{3, 4}。

従来の貴族院に関する研究は、主として議員（政治家）や会派の動向を分析するアプローチを中心に展開されてきた。これまでの研究の成果により、貴族院を我が国の立憲政治の阻害者と位置付けるような、ある意味、一面的な認識が変わりつつあり、そうした研究の成果としては、例えば、小林和幸青山学院大学教授が、貴族院を「自立」と「自制」の観点から捉え直したこと⁵などが挙げられよう。一方、議員活動を支えた帝国議会事務局の研究⁶は「十分に進展していない」⁷とされているが、その要因の一つとして、帝国議会事務局に関する資料的な制約が挙げられよう。こうした中で、本稿による「憲政資料」の構造解明が、貴族院や帝国議会事務局に関する研究の進展の一助となるとすれば幸いである。

本稿は4章構成とし、第1章では「憲政資料」の成り立ち、管理や公開の現状について、第2章では「憲政資料」の来歴と喪失について、第3章では貴族院事務局の組織と文書管理について論述することにより、「憲政資料」の構造を明らかにする。その上で、第4章では「憲政資料」の構造を表現する取組として、資料群の整理と目録作成に関わる国際標準の一つである「ISAD (G)」（General International Standard Archival Description）⁸を

¹ 本稿中の「憲政資料」の語は、一般名詞ではなく、特定の資料群を指すことから、括弧を付すこととする。

² 「アーカイブズ」については、定まった訳語がないのが現状であるが、①記録、②建物、③機関の三つの観点から理解するのが一般的であろう。例えば、下重直樹ほか編『アーキビストとしてはたらく』（山川出版社、2022年）3頁によれば、アーカイブズとは、①業務遂行の過程で個人又は組織により作成・収受されて蓄積され、並びにその持続的価値ゆえに保存された記録、②①を保存し、利用できるようにする建物、③①を選別、取得、保存、提供することに責任を持つ機関又はプログラムを指すとされる。

³ アーカイブズに関する基礎的な論考には、前掲注2、『アーキビストとしてはたらく』のほか、例えば、大阪大学アーカイブズ編『アーカイブズとアーキビスト』（大阪大学出版会、2021年）、ブリュノ・ガラン（大沼太兵衛訳）『アーカイヴズ』（白水社、2021年）等がある。また、専門的で重要な論考も多いが、ここでは一例として、アーカイブズを保存・活用した新しい科学「記録史料学」を提唱した、安藤正人『記録史料学と現代』（吉川弘文館、1998年）を挙げておく。

⁴ 明治期の文書管理等に関する論考には、山田敏之「国の機関における公文書の保存について」『レファレンス』第836号（国立国会図書館調査及び立法考査局、2020年）、長尾宗典「帝国図書館文書の検討」『近代史料研究』第20号（日本近代史研究会、2020年）、渡邊佳子『近代日本の統治機構とアーカイブズ』（樹村房、2021年）等がある。

⁵ 小林和幸『明治立憲政治と貴族院』（吉川弘文館、2002年）

⁶ 帝国議会事務局に関する論考には、衆議院・参議院編『議会制度百年史資料編』（衆議院・参議院、1990年）中の「第8章 両議院の事務機構」、中村清「議院事務局概史」『議会政治研究』第77号（議会政治研究会、2006年）、原口大輔『貴族院議長・徳川家達と明治立憲制』（吉田書店、2018年）がある。なお、「憲政資料」に言及した論考には、青山英幸「国会の記録管理」『記録から記録史料』（岩田書院、2002年）がある。

⁷ 原口大輔氏は、「帝国議会事務局に関する歴史学からのアプローチは十分に進展している」とは言い難く、基礎的な情報が十分に整理されていないとしている（前掲注6、『貴族院議長・徳川家達と明治立憲制』119頁）。

⁸ 国際標準記録史料記述一般原則のこと。ISAD (G) は、国際文書館評議会（ICA: International Council on Archives）が公表し、アーカイブズにおける研究と実務の中で広く活用されている。ISAD (G) に関する論考には、例えば、森本祥子「国際標準記録史料記述（一般原則）適用の試み」『国文学研究資料館研究紀要』第28号（国文学研究資料館、1997年）、アーカイブズ・インフォメーション研究会『記録史料記述の国際基準』

適用し、一部の「憲政資料」について目録の作成を試みる。そして、「おわりに」では、筆者の考える「憲政資料」の将来像の展望を試みるとともに、今後の課題にも言及する。

なお、本稿は、国立公文書館主催の「令和3年度 アーカイブズ研修Ⅲ」⁹の修了論文について、写真や記述を追加するなどして、一部改稿したものである。

1. 「憲政資料」の成り立ちと現状

本章においては、次章以降の考察の前提となる「憲政資料」に関する基本的な情報として、その成り立ち、資料の内容と分類、管理や公開の現状等について、整理分析する。

(1) 参議院事務局所蔵「憲政資料」について

そもそも、「憲政資料」とは、何を指すのであろうか。実は明確に定義されたものではなく、実務的には、「貴族院事務局が保有していた文書資料等で、貴族院の廃止と参議院の創設に伴い、参議院事務局が引き継いだもの」を「憲政資料」として扱っており、文書資料を中心に約9千点で構成されている（書架延長約250m）。ただし、貴族院からの移管の経緯を示す資料はなく、これまで検証されたこともないと思われる。なお、貴族院の木製看板等の物品も少数保有しているが、本稿では、文書資料に限定して考察する。

次に、管理の状況について整理する。「憲政資料」は、議会関係資料等の調査、収集、整理を所掌する庶務部文書課が管理している（参議院事務局事務分掌規程第37条）。「憲政資料」の管理全般に関する定めはないものの、適切な管理・利用を行うとの観点から対応している。具体的には、筆者も含めた課員数名が、他の業務と兼ねつつ、国立公文書館の研修等で得た知見を共有・活用して、日々の管理、実情把握（資料の大きさや劣化度等の基礎的なデータの収集）を行っている。また、資料は、原則1点ずつ中性紙の封筒に収納し、事務室内の書棚や書庫・倉庫で保管しているが、加えて、火災対策等の観点から、一部の重要資料は、設備の整った他課の倉庫に暫定的に移転している。また、目録（資料名、保管場所等を記載）については、実情把握を踏まえた改訂を検討している。

なお、令和3年4月以降、事務局による実情把握とは別に、研究者による本格的な学術調査¹⁰が行われており、研究者にも知られていない資料を含むのか否か等も含め、詳細な調査が行われている。今後、調査の更なる進展を踏まえた論考等が公表され、貴族院や帝国議会事務局に関する研究の水準向上に、大きく寄与することが期待されている。

次に、「憲政資料」の概要について、整理分析する。ある資料群の構造分析には、資料の性格の分析は欠かせないが、ここでは、資料の機能、公開性の観点から分析する。

まず、「憲政資料」を資料の機能から分析すると、図表1のように、①議会運営に関する資料、②事務局の事務用資料、③その他の資料に大別できる。

（北海道大学図書刊行会、2001年）、松山龍彦「国際標準記録史料記述（ISAD(G))の小規模史料群への適用による編成記述の試み」『学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』第4号（2015年）等がある。

⁹ アーカイブズ研修Ⅲを含む国立公文書館主催の研修の概要（令和4年度）は、以下を参照されたい。

〈<https://www.archives.go.jp/about/activity/conference.html>〉（2022.4.28最終閲覧）

¹⁰ 研究者による「憲政資料」の調査は過去にも行われているが、今回が最も大規模かつ本格的なものである。

【図表 1】機能による「憲政資料」の分析

資料の機能		資料の内容等
①議会運営に関する資料		
・議会の運営に当たり、直接又は間接に使用された文書 ・重要なものが多く、「憲政資料」の相当部分を占める。それぞれの資料群の中で掲載項目や体裁が同一性を保っていることから、比較的の内容面の把握がしやすい ・これまでの実情把握では、執務要領等の実務的な資料は現存しない可能性が高い		
資料の例	議事に関する文書 (通称:議決原本)	・議会における最重要文書 ・貴族院で審査された法律案の原本等を編綴（へんてつ）
	本会議・委員会の 議事録等	・議事概要を記した「議事録」、「会議録」、発言を逐語で記した「議事速記録」がある。いずれも原本と印刷物がある¹¹
	貴族院彙報（いほう）・同附録 ¹²	・貴族院彙報は、議事日程等の議会情報を議員等に周知するための印刷物で、現在の参議院公報に相当 ・同附録は、有識者の講演録、貴族院事務局作成の報告書等
	貴族院事務局報告	・議員の当選・辞職、委員長の選任・辞職、法律案の審査等、貴族院の諸活動について、年に1回、議会回次ごとに作成
	法律案の参考資料	・貴族院における法律案等の審査のため、政府が提出した資料
	勅語	・開院式等で天皇陛下が読み上げたもの。大判の和紙に墨書
②事務局の事務用資料		
・貴族院事務局が、事務局内部で利用するために作成した資料 ・「憲政資料」の相当部分を占める。まとまりを持つ資料群もあるが、簿冊1冊、資料数枚という形で存在するものも多い。また、現段階では未整理なものが多い ・庶務課以外の課の事務用資料は、まとまった形では現存しない可能性が高い		
資料の例	庶務課文書発送簿	・定型的文書の例（庶務課からの発送文書の件名等の記録）
	庶務課主管文書	・非定型的文書の例（所掌事務に関する様々な文書を編綴）
	議会開設50年記念 式典関係書類	・1940（昭和15）年の同式典関係の事務的な記録。特に庶務課長作成の事務日誌は、宮内省等との折衝を克明に記載
	50年史編纂資料	・貴族院50年史編纂のために収集した書簡の写し等
③その他の資料		
・上記①②以外の資料で、現段階では用途等が不明な資料も多い（例：書籍、地図） 『貴族院事務局史』（貴族院事務局、1898（明治31）年）は、規程や事務例等を詳説		

（出所）筆者作成

¹¹ 葦名ふみ「国会会議録前史」『レファレンス』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2013年）の整理による。あわせて後掲注42も参照されたい。

¹² 彙報それ自体が貴重であるが、簿冊に関連資料が編綴されている場合もある（後述する会派控室の配置図等）。彙報附録の例として、貴族院で開催された国政上の課題等に関する有識者等の講演録がある。現存する講演録60種類ほどのうち、40数種類が国際問題や外国事情に関するもので、貴族院議員の関心が高かったことがうかがえる。なお、戦前期の議員外交（列国議会同盟（IPU）等）については、伊東かおり『議員外交の世紀』（吉田書店、2022年）が詳しく、当時の議員の関心事項や問題意識等が徐々に明らかになりつつある。

次に、「憲政資料」をその公開性により分析すると、図表2のように、3種類に分類することもできる。ただし、記載された内容が把握できている「憲政資料」は、ごく一部であることから、この観点により全ての「憲政資料」の分析を行うことは困難である。

【図表2】 資料の公開性による「憲政資料」の分析

資料の公開性	資料の名称等（代表的なもの）
公開済み	議事速記録（印刷物）、彙報・同附録、事務局報告、書籍等
一部公開済み	法律案の参考資料
未公開	議事に関する文書、議事録（原本）、事務局の事務用資料等

（出所）筆者作成

（2）「憲政資料」の例

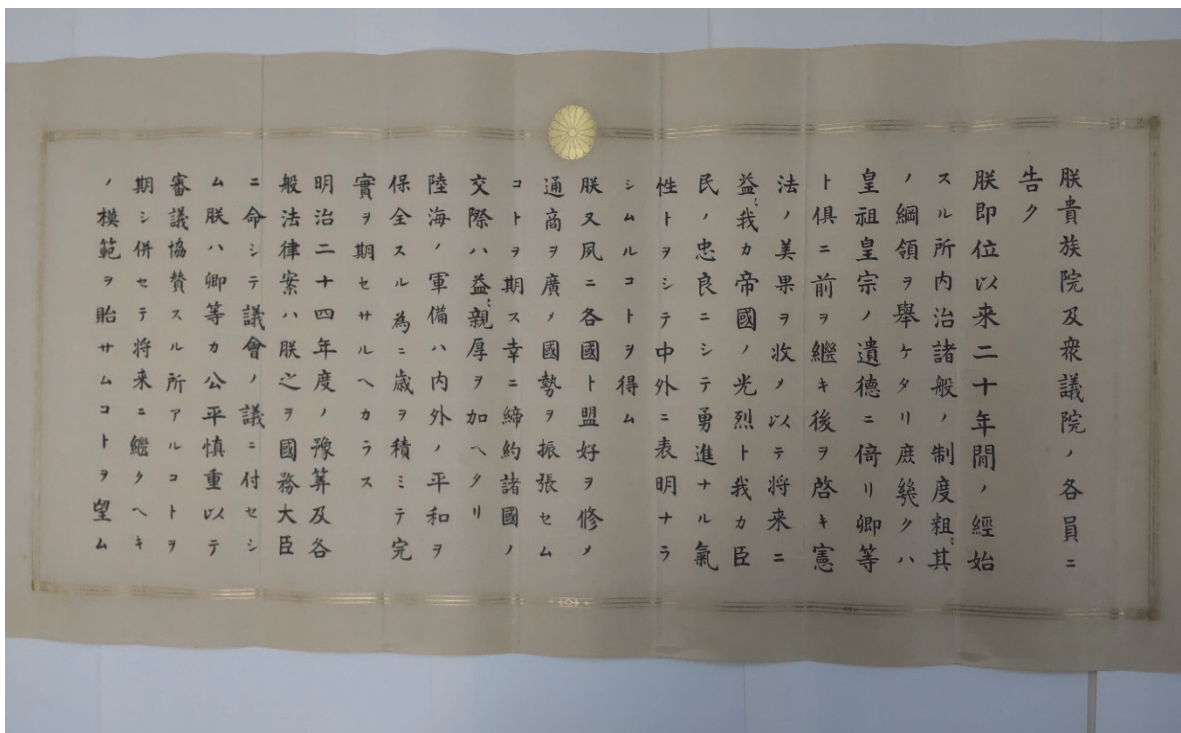
「憲政資料」中には、我が国の議会史上の画期となる事項に関する大変貴重な資料も多い。ここでは資料の種類や保存状態等の観点から、4点について紹介する。

ア 第1回帝国議会の開院式における勅語

「憲政資料」には、帝国議会の開院式等における天皇陛下の勅語が含まれている。

写真は、1890（明治23）年11月29日、第1回帝国議会の開院式において、明治天皇が手に取って読まれた勅語である。130年以上が経過しているが、保存状況は極めて良好である。大きさは、高さが38cm、幅が94cmである（保管の際は折りたたんでいる）。

【写真1】 勅語（第1回帝国議会開院式）



（出所）筆者撮影

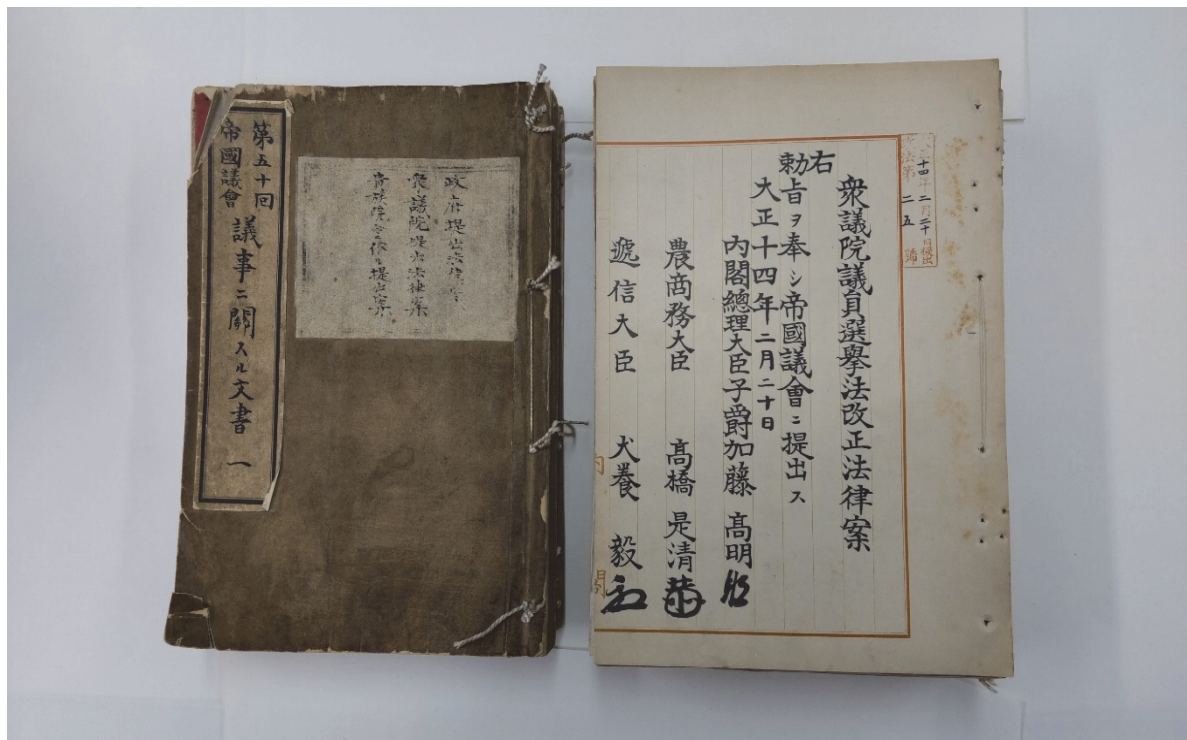
イ 議事ニ関スル文書（いわゆる議決原本）

貴族院の議事関係の基本的な文書（法律案、予算、決算、その他（議事日程、議員請暇等））が、「議事ニ関スル文書」（いわゆる議決原本）として、保管されている。

写真は、第50回帝国議会で成立し、我が国の議会制民主主義の画期となった、いわゆる普選法案（衆議院議員選挙法改正法律案）の議決原本の簿冊で、左が表紙¹³、右が政府提出の法律案である。大正期、昭和戦前期に活躍した政治家、加藤高明、高橋是清、犬養毅の花押が見える。用紙が変色し、綴じ紐も切れているが、約100年前の資料としては、保存状況はおおむね良好である。高さが25.5cm、幅が18.5cm、厚さが8cmである。

なお、第3章（次稿）で論述するように、1925（大正14）年の火災で旧帝国議会議事堂（内幸町）が全焼したため、第49回帝国議会以前の議決原本は現存していない。

【写真2】議事ニ関スル文書（衆議院議員選挙法改正法律案）



（出所）筆者撮影

ウ 事務資料（次頁左：議会開設五十年記念式典関係書類、同右：会派控室の配置図）

憲政資料には、貴族院事務局が作成した事務文書も含まれている。

次頁の写真3は、庶務課作成の「議会開設五十年記念式典関係書類」の簿冊である（高さ27cm、幅20cm、厚さ4.5cm）。

同式典は、1940（昭和15）年11月29日、貴族院本会議場において举行された。簿冊には、諸準備、当日の進行等が克明に記録され、当時の近藤英明庶務課長作成の「帝国議

¹³ 議決原本は表紙・裏表紙とも茶色であるが、それは保存のため柿渋を塗っているためである（中野目徹『近代史料学の射程』（弘文堂、2000年）87頁）。なお、柿渋には防腐・防虫効果があるとされる。

会開設五十年記念式典事務日誌」には、各種の準備作業が時系列で記載されている。この日誌自体は、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「近藤英明関係文書」にも存在するが、それ以外の資料も含めた庶務課編纂に係る公式な資料は、この1点しか存在しない。

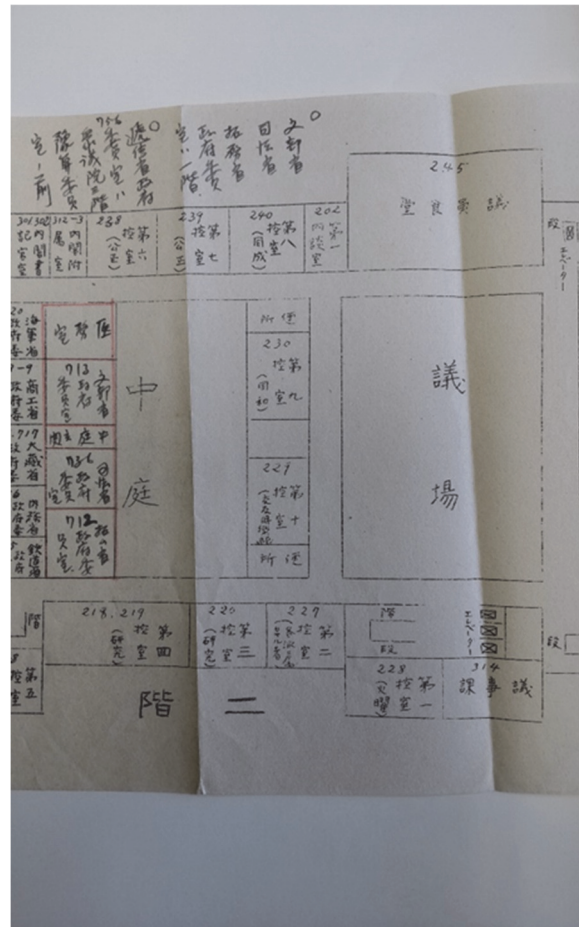
なお、事務資料の簿冊については、「憲政資料」全体を通じて製本も簡易であり、紙質も粗悪なものが多い。さらに、本簿冊については、大小様々な用紙が編綴され、空気に触れる面積が広いこと等の状況が重なったことから、紙の劣化が相当に進行している。今後は、こうした資料の適切な保存・管理の在り方を検討していく必要がある。

【写真3】議会開設五十年記念式典関係書類



(出所) 筆者撮影

【写真4】会派控室の配置図



(出所) 筆者撮影

写真4は、貴族院の会派控室の配置図である(第71回帝国議会(昭和12年7月召集))。会派控室は、第43回帝国議会(大正9年6月召集)以降、召集日の貴族院彙報(現在の参議院公報)に議員氏名とともに掲載されているが、図面の形では掲載されていない。

控室の配置は、最大会派の研究会(所属議員163名)が中央下(方角では東側)の第3、第4控室、第2会派の公正会(66名)が上部(西側)の第6、第7控室であり、第1・第2会派の配置の考え方は、現在と同様であることが分かる。他の会派は、下から上(東から西)に配置され、研究会の右隣の第2控室に各派に属しない議員(50名)、その右の

第1控室に火曜会（第3会派、42名）、議場左下部の第10控室に交友倶楽部（第4会派、35名）、第9控室に同和会（第5会派、34名）、第8控室に同成会（第6会派、22名）となっている。なお、現在までの実情把握では、他の議会回次の会派控室の配置図は見当たらず、当時の会派控室の配置を視覚的に確認できる貴重な資料である^{14、15}。

（3）「憲政資料」としての管理の経緯

このように、貴重、かつ多様な資料で構成される「憲政資料」は、どのように管理されてきたのであろうか。管理の経緯全般について取りまとめた資料は見当たらないが、今後の考察の前提として、断片的な資料を総合して、本節で整理しておく。

ア 貴族院の廃止と参議院の創設

1947（昭和22）年5月、日本国憲法の施行により、貴族院は廃止され、参議院が創設された。参議院事務局は貴族院事務局から「憲政資料」を引き継いだとされるが、その経緯等を示す資料は、見当たらない状況である。

イ 第1の転換期（公文書館法の成立と議会制度百年記念行事）

1987（昭和62）年の公文書館法（昭和62年法律第115号）の成立と1990（平成2）年の議会制度百年記念行事の事前準備が、「憲政資料」の第1の転換期となった。それらの動きに対応するため、1987（昭和62）年に、各部課が保存する「憲政資料」の散逸・破損の防止と整理のため、各部筆頭課の課長等で構成する「憲政資料等整理・保管連絡会議」が設置されたのである。翌年、同会議は「憲政資料整理等の概要」を取りまとめた。これは、「憲政資料」の内容や管理の現状等に関する初の調査の結果を取りまとめた画期的なものであった。残る課題としては、①分析対象は当時資料の多くを保管していた会計課の資料が中心で、他部課の資料は、報告書に資料の件名が記載されるに留まったこと、②保管スペースの問題等から、資料の一括管理ができなかったこと等が挙げられる。

1995（平成7）年、貴族院の秘密会議事速記録が公開された¹⁶。これは秘密会会議録が歴史的資料として高い価値を有するとして、人的・物的に貴族院を引き継ぐ参議院が自らの判断により公開したものであるが、このことは、同様に貴族院時代の文書である「憲政資料」の歴史的資料としての価値が再認識される一つの契機になったともいえよう。

ウ 第2の転換期（国立公文書館の成立）

1999（平成11）年の国立公文書館法（平成11年法律第79号）の成立が、「憲政資料」の第2の転換期となった。同法制定の動きを受け、1998（平成10）年、「憲政資料」を保管する部課の課長補佐で構成する「憲政資料等調査検討会議」が設置され、以後、公文書

¹⁴ 現在の国会議事堂の建物は、第70回帝国議会（昭和11年12月召集）から使用されていることから、当時の事務局職員が、新議事堂の使用開始当初の会派控室の配置図を保存したとも考えられよう。

¹⁵ 建築や部屋の配置と政治的な意思決定の関連性について、御厨貴東京大学名誉教授は「建築がそこで営まれる政治を規定する。外面的には建築が建つ「場」の状況、内面的には建築の中の「配室」の状況によって、政治決定の在り方が決まる」旨を指摘している（御厨貴『権力の館を歩く』（毎日新聞社、2010年）15頁）。今後は、会派控室の配置図等も含めた「憲政資料」が、こうした研究にも活用されることが期待されよう。

¹⁶ 参議院改革協議会の答申、議院運営委員会の決定を受け、参議院議長が公開を決定した（1995（平成7）年6月2日）。公開に至る経緯等については、鈴木威男「貴族院秘密会議事速記録の公開」『立法と調査』189号（参議院事務局、1995年）を参照されたい。なお、鈴木氏は参議院記録部長（当時）である。

管理や情報公開の進展等にも対応しつつ、「憲政資料」の管理にも大きな変化が生じた。具体的には、各部課保管の資料の文書課への移管、目録の作成、資料の封筒への収納等が開始され、2004（平成16）年、「憲政資料」の一部を含めた議会資料の公開等を行う議会史料室が設置された。

エ 最近の動き（第3の転換期）

2020（令和2）年に文書課職員による「憲政資料」の実情把握が、翌2021（令和3）年に研究者による学術的な調査が、それぞれ開始された。これは、公文書に関する社会的な関心の高まり、新国立公文書館の開館（令和10年度末を予定）等を背景とするものであるが、各資料の基礎的データ（劣化度、来歴、重要性等）の把握が徐々に進みつつあることから、「憲政資料」は第3の転換期を迎えつつあるといえよう。

以上、簡単に「憲政資料」としての管理の経緯について整理したが、資料の制約により、不明な点も多い。特に、1987（昭和62）年の「憲政資料等整理・保管連絡会議」の設置以前の管理体制は全く不明であり、資料が散逸した可能性も否定できない。この点は、現在も未解決の課題であり、研究者による学術調査の成果等が期待されている。

（4）参議院事務局の文書管理と「憲政資料」の位置付け

次に、参議院事務局及び「憲政資料」の文書管理と情報公開について、整理する。

まず、参議院事務局の文書管理は、「参議院事務局文書管理規程」（2009（平成21）年3月19日事務総長決定）に基づいて行われている。参議院事務局は、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号）の直接の適用を受けないため、事務局文書¹⁷の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準等を上記の規程で定めている。なお、同規程第2条により、事務局文書から、①官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、②日本国憲法施行前に作成された文書で、特別に管理しているもの、③立法及び調査に係る文書で事務総長の指定するもの、は除外されている。

次に、参議院事務局の情報公開は、「参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程」（2011（平成23）年3月30日事務総長決定）等に基づいて行われている¹⁸。参議院事務局は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）の直接の適用を受けないため、事務局文書の開示を上記の規程で定めている。なお、情報公開の対象は、事務局文書に限定されており、前記の3種類の文書は対象外となっている。

以上を踏まえて、「憲政資料」の文書管理、情報公開を整理すると、「憲政資料」は、文書管理規程第2条に定める「日本国憲法施行前に作成された文書で、特別に管理しているもの」に当たるため、事務局文書に該当せず、事務局の情報公開の対象外となっている。ただし、「憲政資料」の一部は、前述の議会史料室で一般公開されており、その他の「憲政資料」も、文書課の内規に基づき、一定の条件の下で研究者等の閲覧等に供している。

¹⁷ 事務局文書とは、参議院事務局の職員が職務上作成・取得した文書で、参議院事務局の職員が組織的に用いるものとして、参議院事務局が保有しているものをいう（文書管理規程第2条）。

¹⁸ 参議院事務局の情報公開については、以下を参照されたい。

<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/johokoukai/seido.html>>（2022.4.28最終閲覧）

（５）小括

本章において、次章以降の考察の前提として、「憲政資料」の成り立ちについて、資料の機能、資料の公開性の観点からの整理分析を行うとともに、「憲政資料」としての管理の経緯や現状について整理を行った。これらを踏まえると、「憲政資料」は、貴族院及び貴族院事務局が組織として作成した文書を中核とする資料群であると考えられるが、中には議会という組織の性格上、速記録等の公知に属する資料も含まれている、と現段階では整理することができよう。ただし、資料の機能や公開性の観点からでは、資料相互の関連性や、資料群全体の構造解明には至らないことから、別のアプローチが必要となる。

２．「憲政資料」の来歴と喪失

本章においては、「憲政資料」の形成過程、言い換えれば、現存する資料の来歴と、貴族院の創設以来130年以上に及ぶ歴史の中での資料の喪失等について、整理分析する。

（１）「憲政資料」の来歴等

「憲政資料」は、各資料の来歴から大別すると、①文書課が以前から保管していた資料、②他部課から文書課に移管された資料、③元職員等から寄贈された資料で構成される。ただし、各資料の来歴には不明な点が多く、資料の全体構造を把握する際の大きな制約要因となっている。このため、実施中の実情把握の中で、各資料の来歴を解明するため、「憲政資料」に関する事務的な記録（各資料の作成・移管状況等）と、所蔵印等、個別の資料そのものが有している来歴に関する情報の二つの側面からアプローチを試みている。

ア 「憲政資料」に関する事務的な記録からのアプローチ

上記②の他部課から文書課に移管された資料について、移管の経緯等を詳細にまとめた資料は見当たらない。また、③の元職員等から寄贈された資料について、寄贈された際の資料（目録、寄贈者名、寄贈の経緯等）が見当たらない場合もある。したがって、事務的な記録からのアプローチでは、「憲政資料」の来歴を把握することは困難である。

イ 個別の資料そのものが有している来歴に関する情報（課の所掌事務、資料中に押された所蔵印、製本された資料の装丁にある課名等）からのアプローチ

実情把握により判明した「憲政資料」の旧蔵課を整理すると、次頁の図表３のとおりとなる。ただし、内容を把握できていない資料も多く、飽くまでも現段階の整理である。なお、貴族院事務局の組織及び文書管理については、第３章（次稿）で論述する。

次頁の図表３から明らかなように、個別の資料の来歴情報からのアプローチ自体は、各資料の来歴の解明に一定の有効性を有しているように思われる。しかし、来歴等を追うことができる材料（所蔵印等）は限られているため、個々の資料に着目した方法のみでは、「憲政資料」の全体構造を解明するまでには至らない可能性が高いと思われる。

これを踏まえ、次に、事務局の組織活動、特に文書の整理・保存のプロセスとの関わりから、「憲政資料」の全体像をおおまかに把握することを試みることとする。まず、次節において、現在の「憲政資料」の構成に大きな影響を与えたと考えられる、２度の議事堂火災による文書への影響と、戦後の参議院への資料の引継ぎについて、整理分析する。

【図表 3】所蔵印等から判明した「憲政資料」の作成・旧蔵課等（主な例）¹⁹

課の名称等	代表的な資料の名称、内容等（判断した理由）
貴族院議事課	議決原本（簿冊に編綴された資料の性質）、本会議の議事録原本（議事課の所掌事務）、貴族院事務局報告（同）
同 委員課	委員会の会議録原本（所蔵印） 法律案の参考資料（簿冊の背表紙に課名の記載）
同 速記課	委員会・本会議の議事速記録原本（速記課の所掌事務）
同 庶務課	事務用資料（簿冊の背表紙に課名の記載）
同 調査課	同課作成の資料集（冊子の奥付に課名の記載）

（出所）筆者作成

（２）火災による議会関係資料の喪失

帝国議会議事堂の建設については、「議会開設前には、帝国議会議事堂を中心とした官庁集中計画も立案されたが、予算的・時間的制約から、日比谷内幸町に木造の仮議事堂が建築されるにとどまった」²⁰とされている。このため、以降、この木造の帝国議会議事堂が火災に見舞われる度に、多くの議会関係資料が失われることとなった。

ア 1891（明治24）年の議事堂火災

1891（明治24）年の議事堂火災について、「第1期貴族院事務局報告」は、「明治二十四年一月二十日午前零時四十分」、「衆議院火ヲ失シ延キテ貴族院ニ及ヒ便殿議場及附属各室悉ク焼亡ス、（中略）衆議院事務局備フル所ノ文書其ノ半ヲ焼失セリ、貴族院ニ於テハ（中略）玉座及便殿ノ諸器物ヲ首トシ事務局ニ備フル所ノ文書ヲ搬出シ了レリ、但シ器物ノ大半ハ烏有ニ帰セリ」²¹としている（下線は筆者による）。これにより、衆議院は文書の半ばを失ったものの、貴族院では文書等を搬出できたことが分かる。

なお、「貴族院事務局史」は、「（金子堅太郎）書記官長²²ハ火勢ノ漸ク猛烈ナラントスルニ当リ衆ニ先ツテ院内ニ突入シ数個ノ非常持退函ノ中予テ勅語ノ書類ヲ秘蔵セルモノナラント思シモノヲ選ンテ取敢ヘス官舎ニ持チ帰レリ」²³と記しており、勅語は、「院内」で「数個の非常持退函」に収納されていたことが分かる（下線は筆者による）。

一方、衆議院における文書の焼失について、林田亀太郎『議院法講義』は、「余の積年聚蒐したる材料（の）多くは灰燼に帰し余をして両眼を失ふの感あらしめたり」とし、また、岡田常三郎『国会議事堂焼失の顛末』は、「惜む可きは小池書記官が十余年星霜を積み各国の典例に因りて取調たる議院制度に関する調査書類は堅く錠を卸して蔵置しあ

¹⁹ 参議院事務局が保管する官報第1号（1883（明治16）年7月2日付）1頁に「農商務省会計局調査課」の所蔵印がある。貴族院創設（1890（明治23）年）以前の資料は、各省等から収集したことがうかがわれる。

²⁰ 衆議院・参議院編『議会制度百年史資料編』（衆議院・参議院、1990年）365頁

²¹ 貴族院事務局編『第1期貴族院事務局報告』（貴族院事務局、1891年）159頁及び165頁

²² 書記官長は、現在の事務総長に相当する。貴族院事務局官制（明治23年）は、「書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ局中一切ノ事務ヲ監督ス」（第2条）と定める（前掲注20、『議会制度百年史資料編』384頁）。

²³ 貴族院事務局編『貴族院事務局史』（貴族院事務局、1898年）878頁。なお、貴族院事務局史については、「貴族院事務局内の各種規程やその運用例が細かく紹介され、実質的には先例集となっている」との指摘がある（前掲注6、「貴族院議長・徳川家達と明治立憲制」145頁）。

りしを一部も残さず悉皆烏有に帰したるの一事なり」としている^{24, 25}。

イ 1925（大正14）年の議事堂火災

1925（大正14）年の議事堂火災について、第51回貴族院事務局報告は、「大正十四年九月十八日議院建物内ヨリ出火シ貴族院ハ委員室、事務局ノ数室及書記官長舎其ノ他附属建物ヲ残シテ焼失セリ」²⁶としている。ただし、同報告の火災に関する記述は上記のみで、文書等の焼失には全く触れていない。「憲政資料」中で、この火災以前の文書で現存するのは、開院式等の勅語（第1回帝国議会以降）、一部の庶務課の事務用資料（大正7年以降）等に限られていることから²⁷、甚大な被害があったはずであり、全く記述がないのは不可解である。この点に関連して、東京朝日新聞（1925（大正14）.9.19付）は、「詔書等は他にお移した」ことや、粕谷義三衆議院議長の「不幸中の幸いは、重要書類はほとんど全部出したこと」との談話を報じている²⁸。なお、貴族院要覧、貴族院彙報・同附録等も火災以前のものが現存するが、これらは印刷物であるため、火災後に再度収集した可能性もある。同様の例として、大蔵省が関東大震災（1923（大正12）.9.1）の際の庁舎焼失後、税務署等の地方の出先機関から通達類や統計書類を収集したことがある²⁹。

また、こうした非常の際の文書の持ち出しについてどのような定めがあったのか興味深いところであるが、次章（次稿）で論述する貴族院の文書管理に関する諸規程にもこうした定めはなく、「憲政資料」にも関連資料が見当たらない状況である³⁰。

ちなみに、この1925（大正14）年の火災による文書の喪失について、次の証言がある。

（ア）成瀬達貴族院書記官長（任：1926（大正15）.7.23～1931（昭和6）.12.5）、（1927（昭和2）年12月7日談）（要旨）³¹

西五辻文仲男爵 「議院は2度焼けたが、貴族院の記録類は残っているのか」

成瀬達貴族院書記官長 「皆焼けた。2回目はほとんど全部といって宜い位。綺麗さっぱりに。地震で蔵が壊れて、大蔵省が中々金を呉れない。従って唯上から屋根を載

²⁴ 林田亀太郎氏は、衆議院書記官、同書記官長（任：1897（明治30）.11.22～1915（大正4）.7.28）。小池書記官は、小池靖一衆議院書記官（任：1890（明治23）.7.23～1894（同27）.3.1）のこと。

²⁵ 両書とも、赤坂幸一ほか編『議院規則等に関する書類』（芙蓉書房出版、2013年）3頁～4頁の引用による。なお、引用部分の原典は、林田亀太郎『議院法講義』（日本法律学校講義録、1891年）127頁、岡田常三郎『国会議事堂焼失の顛末』（大日本書籍行商社、1891年）5頁である。また、以下のとおり、国立国会図書館ホームページのデジタルコレクションで閲覧可能である。

議院法講義 <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/789300>>（2022.4.28最終閲覧）

国会議事堂焼失の顛末 <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/784014>>（同）

²⁶ 貴族院事務局編『第51回貴族院事務局報告』（貴族院事務局、1927年）451頁

²⁷ 1925（大正14）年の議事堂火災により、いわゆる議決原本も焼失した中で、1919（大正8）年以降の「庶務課主管文書」等が現存している理由は不明である。

²⁸ 大正ニュース事典編纂委員会編『大正ニュース事典第7巻』（毎日コミュニケーションズ、1989年）69頁

²⁹ 下重直樹「昭和財政史資料―戦前期大蔵省における文書管理と財政史編纂―」『北の丸』第42号（国立公文書館、2009年）

³⁰ 管見の限りでは、貴族院事務局の防災に関する規程は見当たらず、貴族院事務局史にも、守衛の防火事務（防火器具の配置等）の記載はあるが、火災時の文書の持ち出しの記載はない（前掲注23、『貴族院事務局史』808頁）。なお、他の官庁における火災時の文書の取扱いについては、管見の限りでは、枢密院の文書保管規程（1903（明治36）年）があり、「火災震災其他事変ニ際シ文書ノ持退ヲナスニ当リテ同一時ニ持退クコト能ハサルトキハ永久保存ノ文書ト一時保存ノ文書ノ間ニ在リテハ永久保存ノ文書ヲ先ニシ（以下略）」としている（中野目徹ほか編『近代日本公文書管理制度史料集中央行政機関編』（岩田書院、2009年）357頁）。

³¹ 内藤一成ほか編『新編旧話会速記』（尚友倶楽部、2004年）36頁

せたきりだった。そこへ火事があった為、蔵が焼けた。惜しいことをした」

議事堂建物外の蔵で重要文書を保管していたことを推測させる貴重な証言である。なお、渡邊行男氏の「守衛長の見た帝国議会」³²所収の図面には、貴族院側に「倉庫」が記載されており、成瀬書記官長のいう蔵とはそれを指している可能性が高い。

(イ) 金子堅太郎子爵（貴族院議員、元貴族院書記官長（任：1890（明治23）. 5. 26～1894（同27）. 1. 31、1927（昭和2）年12月7日談）（要旨）³³

「議会ができる時のことを順序立てて本箱に整理しておいたが、皆焼いてしまった。私が書いたものは蒟蒻版³⁴で残っていたが、河井君³⁵に聞いたら貴族院にはない。私の手元にもない。残念なのは、「ハンサード」³⁶の英吉利議会始まって以来の速記録を持ってきて置いていたのを焼いてしまった。是はほとんど世界の珍品でした」

【図表4】帝国議会議事堂の火災と被害状況

議事堂	火災発生	被害状況（貴族院・衆議院）
第1次 仮議事堂	1891（明24）. 1. 20	（貴・衆）建物をほぼ全焼 （貴）文書・玉座等は搬出、（衆）文書の半ばを焼失
第2次 仮議事堂	1925（大14）. 9. 18	（貴・衆）建物をほぼ全焼 （貴）文書のほぼ全部を焼失、（衆）重要書類は全て搬出

（出所）前掲注21、『第1期貴族院事務局報告』159頁、164頁～165頁及び前掲注26、『第51回貴族院事務局報告』451頁より、筆者作成

（3）太平洋戦争末期、貴族院から参議院への移行期における文書の扱い

太平洋戦争末期、貴族院から参議院への移行期における文書の扱いに関する資料は、「憲政資料」中にはないが、各種の書籍に関連した証言が掲載されている。

ア 太平洋戦争末期の帝国議会における文書の扱いに関する証言（要旨）

(ア) 大木操元衆議院書記官長（任：1938（昭和13）. 4. 2～1945（同20）. 10. 11）³⁷

「陸軍省軍務局から、戦時中の本会議と委員会の秘密会速記録を全部焼却するよう達しがあった。軍部の指示など受ける筋合はない。即座に断固不同意の旨返事させた」
貴族院側にも、同様の達しがあったことが推測されるが、戦後GHQに接收され未返還の第86回帝国議会の「敵ノ空襲及び敵ノ上陸作戦ニ関スル松村義一君ノ質疑」以外の

³² 渡邊行男『守衛長の見た帝国議会』（文藝春秋、2001年）114頁

³³ 前掲注31、『新編旧話会速記』39頁～40頁

³⁴ 蒟蒻版（こんにやくばん）とは、明治10年代に導入された印刷方法。メチルバイオレットと呼ばれる特殊インクで書いた紙を蒟蒻の面に押しつけてインクを乗せ、その上に印刷紙を置いて転写する方法のこと。数十枚程度の印刷が可能で、簡便さから一時は公文書にも多用されたが、光に弱く退色しやすいため廃れた（文書館用語集研究会編『文書館用語集』（大阪大学出版会、1997年）46頁）。

³⁵ 河井彌八貴族院書記官（任：1907（明治40）. 10. 4～1919（大正8）. 12. 23）、同書記官長（任：1919（大正8）. 12. 23～1926（同15）. 7. 23）のこと。

³⁶ 「ハンサード」とは、英国の議会議事録の通称。英国の印刷業者ハンサードが1803年以降「議会議事録」を印刷したことになむ（前掲注31、『新編旧話会速記』54頁）。なお、金子堅太郎は、議会開設前の1889（明治22）年6月、政府から議会制度調査のため欧米に派遣された（前掲注20、『議会制度百年史資料編』379頁）。

³⁷ 大木操『激動の衆議院秘話』（第一法規、1980年）395頁～396頁

秘密会速記録が現存している³⁸ことから、衆議院と同様に拒否したと思われる。

(イ) 宮坂完孝元貴族院書記官 (任：1944 (昭和19) . 11. 14～1947 (同22) . 5. 2、元参議院事務総長) (1972 (同52) 年10月25日談)³⁹

水野勝邦氏 (元貴族院議員・元子爵) 「占領下で、書類を焼却しなかったのか」

宮坂完孝氏 「貴族院調査会⁴⁰では戦時中の統制経済について、行政官庁の担当局長を呼んで一問一答でやった。書類がたくさん残っていたので、議院の議事速記録と一緒に善光寺に持って行った。小林書記官長⁴¹は長野の出身でした。調査会の記録は行政庁から取った貴重な資料で、政治経済が如何に貧弱なものであったかが分かる」
文書の疎開に関する貴重な証言であるが、これまでの実情把握では、「憲政資料」には、議事録 (議事の要点を記したもの (原本、第59回～第92回帝国議会))⁴²は現存するが、調査会の資料は一部のみしか見当たらない。

イ 貴族院から参議院への移行期における文書の扱いに関する証言 (要旨)

1947 (昭和22) 年5月の日本国憲法の施行により貴族院が廃止された際、文書はどのように参議院に引き継がれたのであろうか。これまでの実情把握による限り、本会議や委員会の運営についての執務要領等の実務的な資料や、旧庶務課以外の事務用資料は、少なくとも、まとまった形では見当たらず、その間の事情に関する資料も見当たらない。

(ア) 書類が処分されたとする証言

水野勝邦氏 (元貴族院議員・元子爵) (1981 (昭和56) 年4月10日～11日談)⁴³ 「貴族院が廃止され、しかも負けたということで、書類がいかげんに処理されたらしい。あってもいいものが、みつからないのがずいぶんある。(中略) 参議院は貴族院のものを預かっているが、大事にしようというものが態度に出てこない」

(イ) 全て引き継いだとする証言

近藤英明氏 (元貴族院書記官 (任：1931 (昭和6) . 12. 22～1947 (同22) . 5. 2)、元

³⁸ 前掲注16、「貴族院秘密会議事速記録の公開」80頁

³⁹ 貴族院関係調査委員会編『貴族院職員懐旧談集』(霞会館、1987年) 119頁

⁴⁰ 貴族院調査会は、1941 (昭和16) 年5月に設置された国政全般について調査研究する機関。衆議院・参議院編『議会制度百年史帝国議会史下巻』(衆議院・参議院、1990年) 611頁～612頁。

なお、調査会の速記録については、「調査課長席の後ろの棚に並んでいた」旨の佐藤秀雄元貴族院書記官の証言がある (前掲39、『貴族院職員懐旧談集』393頁～394頁、1981年4月談)。

⁴¹ 小林次郎書記官長 (任：1940 (昭和15) . 12. 4～1947 (同22) . 5. 2、初代の参議院事務総長) は、長野県上水内郡高岡村 (現飯綱町) 出身である。

⁴² 帝国議会の議事録、会議録、速記録については、前掲注11、『国会会議録前史』55頁～57頁に整理されている。下表は筆者がそれを参考に取りまとめたものである。なお、議事録の印刷版は「憲政資料」には見当たらない。また、表題の冒頭に「第〇回帝国議会」が付される (例：第〇回帝国議会貴族院議事録第〇号)。

名 称	内 容	表 題	種 類
1. 本会議			
議事録	議事の要点	貴族院議事録第〇号	保存版 (原本)、印刷版
本会議の議事速記録	逐語的な発言	貴族院議事速記録第〇号	同上
2. 委員会			
委員会の会議録	議事の要点	貴族院委員会会議録 (回次ごとに1冊)	同上
委員会の速記録	逐語的な発言	貴族院△△委員会議事速記録第〇号	同上

⁴³ 前掲注39、『貴族院職員懐旧談集』399頁

参議院事務総長) (1978 (昭和53) 年10月5日談) ⁴⁴

水野勝邦氏 「貴族院廃止後、書類などはどう処理したのか」

近藤英明氏 「全部参議院に引き継いでいます。廃棄していません」

水野氏 「雑物っていうか、印刷物やなんかずい分あるんですよ」

近藤氏 「何も捨てていません。完全に」

(4) 一部の貴族院の文書資料が発見に至らない理由について

前述したように、貴族院の本会議や委員会の運営に関する執務要領等の実務的な資料⁴⁵や、旧庶務課以外の事務用資料が、「憲政資料」中に発見に至らないのはなぜであろうか。

結論として、筆者は、前述した近藤氏の証言、また、先例を重視する議会事務局の事務の特性からも、貴族院の廃止後、直ちに文書が処分されたのではなく、時の経過の中で少しずつ散逸してしまったと考えている。そして、この件の考察に当たっては、参議院の創設後における、議会運営関係の貴族院の文書の位置付けが、ヒントとなるように思われる。

議会においては、国会法や議院規則のほか、先例⁴⁶の果たす役割が非常に大きい。一方で、参議院の創設後、議員等に先例を説明する際に、組織や法規が異なり、組織的にも参議院と断絶している貴族院の先例を示すことは事務的には考えにくく、職員が参考にする程度の扱いだったのではないだろうか。これにより、実務面において貴族院時代の文書等の参照価値が低下し、また、立法活動の補佐に専念し、現在とは文書管理の制度等も異なる中で、次第に保存・管理への関心が職員にも薄れ、徐々に散逸したのではないだろうか。一方、多くの事務用資料も、そうした中で、保存期限の到来後には廃棄されたと思われる。

そうした推論は、水野氏の「参議院は貴族院のものを預かっているが、大事にしようというものが態度に出てこない」との指摘とも符合する。以上は、飽くまでも私見であり、また、裏付資料を欠くため推測の域を出ない。

なお、上記の推論は、貴族院と参議院の運営面での非連続性を前提としたものであるが、一方で、この点に関しては、異なる見方があり、森本昭夫氏はその論考において、貴族院と参議院は、議院規則の面から見て連続している側面もあることを指摘している⁴⁷。特に、「貴衆両院の議院規則は当初似たものであり、議院規則のレベルで見ると、衆議院における連続性、貴族院における非連続性という見方は、誇張を含んでいる。なぜならば、新憲法や国会法の精神に反しない限りで生きている旧衆議院の系譜とは、実は貴族院の運営と基本的に差のないものであり、貴族院と参議院の関係だけを切り離すのは形式論に偏する」旨の指摘は、非常に説得力があり、また、多くの示唆に富んでいる。

⁴⁴ 尚友倶楽部編『その頃を語る―旧貴族院議員懐旧談集』(尚友倶楽部、1990年) 206頁～207頁

⁴⁵ 例えば、貴族院先例録(昭和14年版)では、先に紹介した会派控室の配置について、「事務局ニ於テ各派ノ所属議員数等考慮ノ上各控室ノ割当ヲ決定シ(先例16)」と、また、本会議での質疑者の順位について、「議長ハ(中略)質疑通告者二名以上ノ場合ニ於テハ其ノ発言者ノ順位ハ抽選ニ依リ之ヲ決定セリ(先例161)」としている。当時は実務的な資料が存在したと思われるが、現在までの実情把握では発見されていない。

⁴⁶ 先例には様々な考え方や定義があり得るが、ここでは「異なる政治的な立場の議員が、円満な合意形成を図るための先人から引き継いだ知恵の集積」との一面に着目しておく。

⁴⁷ 森本昭夫「議院規則に見る貴族院と参議院の連続性」『議会政策研究会年報』(議会政策研究会、1994年) 93頁～108頁(本文での引用部分は99頁)。なお、同氏は、元参議院憲法審査会事務局長である。

筆者の先の推論は、貴族院の運営関係の実務的な資料の多くが散逸した可能性が高いという現実から帰納的に導いたものであるが、貴族院と参議院の運営の連続性の有無を解明するためにも、「憲政資料」の実情把握を着実に進め、散逸したと思われる資料の発見に努めることが必要であり、それを踏まえた研究の進展が期待されているといえよう。

(5) 火災による官庁等の公文書の喪失（明治以降）

火災等により貴重な文書を喪失したのは、実は、帝国議会だけに限らないのであるが、紙幅の都合上、主な例を下表⁴⁸で紹介し、大審院の例から若干の考察を行うにとどめる。

【図表 5】明治以降の火災による官庁等の公文書の喪失（主なもの）

年 月 日	場 所	被 害（ 焼 失 ）
1872（明5）. 5. 5	宮中	太政官及び宮内省の公文書等
1875（明7）. 7. 3	内務省	公文29,908件、附属書類4,882綴、帳簿7,967冊等
1923（大12）. 9. 1 （関東大震災）	（所蔵の公文書等おおむね失った官庁） 内務省、大蔵省、文部省、農商務省、逓信省、鉄道省等	
1940（昭15）. 6. 20	大蔵省（庁舎内の書類）、企画院（物資動員関係以外の書類）等	
1942（昭17）. 1. 9	外務省	書類650冊
1945（昭20）. 3. 10	大審院	庁舎が全焼し、大量の訴訟記録が行方不明となる

（出所）高橋喜太郎「明治前期を中心とした政府の記録組織の変遷等について」『近代文書学への展開』（柏書房、1982年）259頁～260頁⁴⁹より、筆者作成

太平洋戦争末期、1945（昭和20）年3月10日の東京大空襲による火災により、大審院でも多くの訴訟記録が焼失した。この際、1942（昭和17）年のいわゆる翼賛選挙における衆議院鹿児島県第2区の選挙無効事件の判決⁵⁰原本も、焼失したとされていたが、1985（昭和60）年、裁判所書記官が資料を整理していた際に発見された。この事例自体、「憲政資料」についても、引き続き、丁寧、かつ着実な実情把握を行う必要性を示唆する貴重なものであり、担当者としてしっかりと受け止める必要があるが、ここでは、この判決に関連し、選挙の翌年、貴族院本会議において行われた質疑⁵¹を紹介しておきたい。実際の質疑答弁は

⁴⁸ 前掲注4の山田氏の論考にも、公文書の保存状況の詳細な整理分析がある。

⁴⁹ 大審院の部分は、清永聡『気骨の判決』（新潮社、2008年）162頁～163頁により追記した。

⁵⁰ 1945（昭和20）年3月1日、大審院は、いわゆる翼賛選挙（1942（昭和17）年4月30日執行）における衆議院鹿児島県第2区の選挙について、鹿児島県の上層部を含めた組織的な選挙干渉を認定し、選挙を無効とした（前掲注49、『気骨の判決』153頁～158頁）。裁判長の吉田久氏は、戦後、貴族院議員（勅選）となった。

⁵¹ 1943（昭和18）年2月3日の貴族院本会議において、大河内輝耕議員（子爵）は、自らの経験を踏まえて翼賛選挙の実態を明らかにし、政府を追及した。これに対し、東條英機内閣総理大臣は「平時ナラバ是ハ総選挙バカリガ大キナ問題デセウケレドモ、其ノ大キナ国ノ動キト云フ点カラ行ケバ、私ハ総選挙ト云フモノハチッポケナ問題ダト実ハ考ヘテオル」とした上で、「干渉圧迫ヲ加フルト云フ如キコトハ、固ヨリモ頭存念ヲ致シテ居ラナイ」と答弁した。これに対し、大河内議員は、「総選挙ハ小問題ダ、是ハ私ハ驚キマシタ。国家ノ心臓ヲ造ル総選挙ヲ小問題トハ何事ダ、此ノ重大ナ時局ヲ背負ッテ立ツベキ衆議院議員ノ選挙ヲスルノニ、是ガ小問題ダトハ私ハ考ヘラレナイ、益々其ノ大ヲ加ヘタモノト思イマス（以下略）」と指摘した。東條総理は、「戦争ト云フモノト比較ヲシテノ輕重ヲ私ハ御話ヲシタノデ、小問題ダカラ輕視ヲシテ居ルト云フ風ニ御取リニナッテハ、是ハ違フノデアリマス、其ノ点ハ（中略）取消ハ幾ラデモイタシマス」と答弁した（第81

注に譲るが、この質疑は、一般的に理解されている貴族院像とは大きく異なるのではなかろうか。この質疑は刊行された議事速記録に記載されており、また、清永聡氏の『気骨の判決』⁵²、内藤一成氏の『貴族院』⁵³でも紹介されているが、一般によく知られているとは言えず、こうしたことが、結果として、貴族院を国民から遠い歴史的な存在にしているともいえよう。

そうした中で「憲政資料」の調査が開始された。調査終了には時間を要すると思われるが、これまで研究者にも存在が知られていなかった貴重な資料が含まれている可能性も高いと思われる。今後、「憲政資料」の全容が明らかになり、研究が進展することにより、本稿冒頭で指摘した、貴族院が我が国の立憲政治の阻害者であったとする理解の適否や、戦時下の議会の果たした役割の実態等が、更に明らかになることが期待されよう。

（６）小括

本章では、まず、「憲政資料」の形成過程について、整理分析を行い、「憲政資料」の来歴には不明な点が多く、来歴による資料の全体構造の解明は困難であることを確認した。次に、２度の議事堂火災と、貴族院から参議院への移行期における文書の扱いによる「憲政資料」への影響について、整理分析を行った。また、一部の貴族院の文書資料が発見に至らない理由について、貴族院の多くの実務的な資料が散逸している可能性が高いという現実を踏まえ、帰納的に推論した私見を述べた。さらに、明治以降の官庁火災による文書被害の状況を取りまとめ、その中で、大審院の多くの訴訟記録が失われたことを紹介した。また、これに関連して、いわゆる翼賛選挙に関する貴族院における質疑を通じて、貴族院が政治的民主化を阻む要因であるとする一般的な理解と実態とが異なること、また、戦時下において議会が果たした役割等の一例を示した。

これらを踏まえた上で、次章においては、「憲政資料」の性格を理解するため、貴族院事務局における文書の発生、整理、蓄積に関するルールを解明することを中心に、文書を作成した貴族院事務局の組織とその機能についても整理分析する。（以下、次稿に続く）

（かわひと あきら）

回帝国議会貴族院議事速記録第５号95頁～97頁（昭和18年２月３日）（下線部は筆者による）。

もちろん、常にこうした議論がなされていたわけではないと思われるが、戦時下において、時の東條総理を相手にこうした質疑が貴族院において行われていたのである。

なお、戦時下の議会の実情については、古川隆久『戦時議会』（吉川弘文館、2001年）を参照されたい。

⁵² 前掲注 49、76 頁～80 頁

⁵³ 内藤一成『貴族院』（同成社、2008 年）200 頁～205 頁